

源泉所得税の納期の特例の承認取消通知書

1 使用目的

「源泉所得税の納期の特例の承認取消通知書」(FCB7PB3) は、納期の特例の適用を受けていた源泉徴収義務者についてその承認を取り消した場合に、当該源泉徴収義務者にその旨を通知するために使用する。

2 出力対象

納期の特例の承認を受けている源泉徴収義務者のうち、当該承認を受けるために必要な要件に該当しなくなったため、「納特決裁結果等入力」画面から「納期特例区分」欄を「4 取消一号」又は「5 取消三号」と入力した者を対象として出力する。

(注) この通知書は、上記入力を行うことにより、「処理結果リスト (納特)」とともに自動的に作成される。

3 出力時期

納期の特例の承認について、その承認を取り消した旨の通知を行う場合に出力する。

4 出力要領

(1) 出力様式

納期の特例を取り消した源泉徴収義務者ごとに、住所、氏名等を印字して通知書の形式で1件別に出力する。

(2) 主な出力項目の内容

項 目	内 容
通 知 年 月 日	「納特決裁結果等入力」画面から入力した発送日付を印字する。
承 認 年 月 日	取り消した納期の特例の承認について、その承認を受けた日を印字する。
教 示	「…3月以内に 税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を印字する。 また、「…(提出先は)…」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所の支部の首席国税審判官名を印字する。
補 完 表 示	宛名の補完が必要な者については、通知書の右下に「*」と表示する。この場合、「宛名」欄に住所及び氏名を印字しないので、補完記入を行う。

5 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者に対し、国税に関する法律に基づき税務署長等がその法人課税信託についての通知書等を送付する場合には、通知書等に、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。